

議第 137号 公の施設の指定管理者の指定について

1 趣旨

呉市国民健康保険安浦診療所の指定管理者を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、あらかじめ呉市議会の議決を経て、指定しようとするものです。

2 公の施設の概要

施設名	呉市国民健康保険安浦診療所
施設所在地	呉市安浦町安登西6丁目1番39号
設置年月日	昭和25年10月15日
設置目的	市民に必要な医療を提供し、かつ、健康教育、健康相談、健康診査その他の市民の健康の保持増進のために必要な事業を行う施設として設置する。
設置条例	呉市国民健康保険診療所設置条例
施設規模等	敷地面積 2,189㎡ 延べ面積 1,347㎡ 構造・規模 鉄筋コンクリート造，地上2階建て 主要施設 1階 事務室（診察受付），診察室（2室），処置室（2室），X線検査室，CT撮影室，内視鏡室，手術室，超音波室，眼底室，薬局，食堂，ちゅう房 2階 病室（10室），ナースステーション 医師官舎 駐車場（15台分）
利用状況	外来患者数 平成26年度 12,321人 平成27年度 11,834人 平成28年度 11,434人
指定管理業務に係る主要な決算の状況	【呉市分】 平成28年度 歳入 3,600千円 指定管理者負担金 3,600千円 歳出 0千円 【指定管理者分】 平成28年度 収入 150,655千円 支出 116,092千円 ※指定管理者の収支決算詳細については、別添「指定管理業務収支状況報告書」（参考資料1）を参照
指定管理実績	平成17年2月1日～平成20年1月31日 医療法人ほほえみ会 平成20年2月1日～平成23年6月20日 医療法人社団柏原会 平成23年6月21日～平成30年3月31日 医療法人社団あずま会

3 指定管理者の業務の範囲

- (1) 診療所の施設の維持及び管理に関する業務
- (2) 診療等に関する次に掲げる業務
 - ア 診察
 - イ 薬剤又は治療材料の支給
 - ウ 処置，手術その他の治療
 - エ 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
 - オ 療養指導及び各種疾病の予防
- (3) 市が指定する公衆衛生に関する業務
- (4) 証明書等の交付に係る手数料の徴収の受託に関する業務
- (5) 上記の業務に付随する業務

4 指定期間

平成30年4月1日から平成40年3月31日まで（10年間）

5 団体（候補者）の概要

団体名	医療法人社団あずま会
団体所在地	東広島市八本松東3丁目2番8号
代表者氏名	理事長 新谷 太郎
設立年月日	平成5年8月3日
設立目的	病院，診療所及び介護老人保健施設を運営し，科学的でかつ適正な医療及び疾病・負傷等により寝たきりの状態等にある老人に対し，看護，医学的管理下の介護及び必要な医療等を普及することを目的とする。
資本金	3,000万円
従業員数	545人
役員	理事長 新谷 太郎 理事 新谷 幸義 新谷 正子 新谷 美穂子 吉田 利博 中島 武嗣 井上 林太郎 藤田 浩文 森 正陽 熊谷 和 監事 政本 健
決算	平成27年度 医業収益 44億 599万円 医業利益 2億7,051万円 純利益 1億8,578万円

6 団体（候補者）から提出された事業計画書の概要

管理運営上の基本方針	(1) 利用者が安心して医療サービスを受けることができるよう，個人情報の取扱規範や関係法令を遵守するとともに，全ての利用者に平等で公正な医療を提供する。 (2) 限られた医療財源の中で，率先して保健・医療・介護・福祉サービス
------------	---

	を一体的に提供し、人間性豊かな地域づくりに取り組む。
管理運営体制	(1) 常勤医（内科）1名を所長とし、これに非常勤医師（外科）1名、常勤看護職3名、非常勤看護職1名と事務職3名及び施設管理担当者1名を配置する。 (2) 医師、看護師等について、非常時におけるグループ等からの応援体制を確保する。
施設の維持管理	(1) 診療所内外の環境整備に努め、施設等に異常が生じたときは、必要な修繕等を速やかに行い対処する。 (2) エレベータや消防設備法定点検などの専門的な技術を要する保守については、外部委託を行い、適正実施の確認を行う。 (3) 利用者やその家族からの苦情・トラブルの発生に対して、所長を苦情解決責任者とし、解決に向けて具体的な方法と再発防止等を検討するとともに、相手方の立場に立って適切かつ誠意ある対応を行う。また、全職員がこうした情報を共有化し、苦情発生の予防に努める。
利用促進の取組	(1) 在宅医療が重要となっていく中で、急患の対応や、休診日の対応、往診など迅速かつ臨機応変な医療に取り組み、利用者の利便性向上に努めていく。 (2) 地域の自治会との交流や民生委員、市民センター等との連携により、地域医療及び保健衛生活動が地域の実情に即したものとなるように取り組む。
自主事業その他サービス向上の取組	(1) 公募の条件で午後5時までとされている平日の外来診療について、午後6時まで延長するとともに、休診とされている土曜日の診療についても午前中は診療を行うなど、来院者の利便性の向上を図る。 (2) グループが運営する介護老人保健施設及び居宅介護支援事業所との相互連携を図るとともに、地域にある訪問介護ステーションや他法人の介護福祉施設などとの協力体制の構築に努める。 (3) 呉市医師会に加入し、医師会活動に参加するなど医療機関同士の連携を深めるとともに、中国労災病院の登録医制度を活用した病診連携に努める。
経費縮減の取組	適切な人員を配置するとともに、清掃等を担当する施設管理担当職員を非常勤で雇用し、職員で対応可能なものは職員自らが対応するなどして経費の抑制に努める。

7 団体（候補者）から提出された期間中の収支計画

別添「指定管理業務収支計画書」（参考資料2）のとおり。

8 選定委員会による審査結果の概要

(1) 応募者

団体名	団体所在地	代表者
医療法人社団あずま会	東広島市八本松東3丁目2番8号	新谷 太郎

(2) 審査基準

応募者が、(1)に掲げる1者であったため、募集要項においてあらかじめ示したとおり、採点による審査を行わず、各基準ごとにその適否を審査したものです。

審査基準	判定
① 事業計画書の内容が、診療所の利用者の平等な利用を確保するものであること。 【主な評価の視点】 利用者の平等な利用の確保	適・否
② 事業計画書の内容が、診療所の適切な維持及び管理を図ることができるものであること。 【主な評価の視点】 診療所の設置目的や性格等についての理解 苦情への対応や個人情報の取扱い	適・否
③ 事業計画書等の内容が、利用促進が図られるものであり、かつ、具体性・現実性があること。 【主な評価の視点】 利用者の利便性向上及び利用者増の取組 利用者数の推計の妥当性	適・否
④ 事業計画書等の内容が、診療所の効用を最大限に発揮させ、市の医療及び保健・福祉と連携した機関として、良質な医療の提供が図られるものであること。 【主な評価の視点】 診療所の効用の発揮 医療・保健・福祉施設等との連携 2階部分の活用計画	適・否
⑤ 診療所の管理運営を安定して行う能力を有するものであること。 【主な評価の視点】 法人の経営状況 必要な職員数の確保 事故等の緊急事態に対する体制 類似施設の管理実績	適・否
⑥ 収支予算書の内容が適切なものであること。 【主な評価の視点】 収支予算書の収支見込み	適・否
総合判定	適・否 ※否は失格

(3) 審査結果

応募者	医療法人社団あずま会	【評価した点】 ・過去の収支に鑑みて、安定・継続的な運営が見込まれること。 ・今までの管理運営経験を基に、施設の維持、利活用が図られる提案であること。 ・他の医療機関や自治会、民生委員等と連携し、地域医療に貢献できる内容であること。
総合判定	適	
【内訳】		
審査基準①	適	
審査基準②	適	
審査基準③	適	
審査基準④	適	
審査基準⑤	適	
審査基準⑥	適	

(4) 選定委員会委員名簿

	氏 名	所 属 等
委員長	成 清 哲 也	広島国際大学医療経営学部教授
副委員長	釜 田 宣 哉	呉市福祉保健部長
委 員	松 本 美 幸	税理士
	玉 木 正 治	呉市医師会副会長
	岡 崎 裕 一	一般財団法人ひろぎん経済研究所理事
	田 中 敏 弘	安浦町まちづくり協議会会長
	谷 口 善 郎	呉市市民部安浦市民センター長

9 選定の理由

当該施設については、指定管理者の公募を行ったところ、応募者が1者であったため、当該者を指定管理者とすることの適否につき、呉市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成18年呉市規則第1号）第3条の規定に基づく選定委員会において審査を行いました。

その結果、応募者である医療法人社団あずま会が指定管理者として適当であると認められたため、当該団体を指定管理者の候補者として選定したものです。

参考資料 1

指定管理業務収支状況報告書（28年度）

施設の名称：呉市国民健康保険安浦診療所
 団体名：医療法人社団 あずま会

【収入(a)】

(単位：円)

項目	計画 ①	実績 ②	差引 ②-①	備考（計画との差の理由など）
(1) 指定管理料	0	0	0	
(2) 利用料金収入	155,220,000	150,655,000	-4,565,000	外来患者数 11,434人
(3) その他収入	0	0	0	
光熱水費使用料			0	
預金利子			0	
計	155,220,000	150,655,000	-4,565,000	

【支出(b)】

(単位：円)

項目	計画 ①	実績 ②	差引 ②-①	備考（計画との差の理由など）
(1) 人件費	35,000,000	34,815,000	-185,000	
職員人件費	35,000,000	34,815,000	-185,000	常勤5人, 非常勤5人
フルタイム			0	
パート			0	
(2) 管理費	82,200,000	77,677,000	-4,523,000	
光熱水費	2,000,000	1,805,000	-195,000	
電気使用料	1,600,000	1,518,000	-82,000	
上下水道使用料	355,000	255,000	-100,000	
ガス使用料	45,000	32,000	-13,000	
修繕料	200,000	246,000	46,000	X線テレビ修繕料
委託料			0	
その他支出	80,000,000	75,626,000	-4,374,000	
旅費交通費	100,000	810,000	710,000	学会参加費（宿泊費込）等
消耗品費	600,000	504,000	-96,000	文房具等
減価償却費	800,000	830,000	30,000	
支払手数料	30,000	30,000	0	
原材料費	75,000,000	69,778,000	-5,222,000	薬, 注射針等
通信費	250,000	240,000	-10,000	電話料等
賃借料	300,000	326,000	26,000	マットリース料等
諸会費	300,000	347,000	47,000	医師会に対する会費等
指定管理者総合賠償保険料	100,000	167,000	67,000	
新聞図書費	20,000	424,000	404,000	医療図書の購読費
租税公課	0	0	0	
管理諸費	2,500,000	2,170,000	-330,000	エレベーター保守等
(3) 市への負担金	3,600,000	3,600,000	0	
計	120,800,000	116,092,000	-4,708,000	
収支 (a-b) ①	34,420,000	34,563,000	143,000	

《自主事業分》

【収入(c)】

(単位：円)

項目	計画 ①	実績 ②	差引 ②-①	備考 (計画との差の理由など)
			0	
			0	
			0	
計	0	0	0	

【支出(d)】

(単位：円)

項目	計画 ①	実績 ②	差引 ②-①	備考 (計画との差の理由など)
			0	
			0	
			0	
計	0	0	0	

収支 (c-d) ②	0	0	0	
------------	---	---	---	--

指定管理者収支計 (①+②)	34,420,000	34,563,000	143,000	
----------------	------------	------------	---------	--

参考資料 2

指定管理業務収支計画書

施設の名称：呉市国民健康保険安浦診療所

団体名：医療法人社団 あずま会

【収入(a)】

(単位：円)

項目	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	備考欄
(1) 指定管理料						
(2) 利用料金収入	157,000,000	157,100,000	157,200,000	157,300,000	157,400,000	
(3) その他収入						
光熱水費使用料						
預金利子						
計	157,000,000	157,100,000	157,200,000	157,300,000	157,400,000	

【支出(b)】

(単位：円)

項目	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	備考欄
(1) 人件費	38,000,000	38,020,000	38,040,000	38,060,000	38,080,000	
職員人件費	38,000,000	38,020,000	38,040,000	38,060,000	38,080,000	
フルタイム						
パート						
福利厚生費						
など						
(2) 管理費	77,685,000	77,655,000	77,655,000	77,685,000	77,655,000	
光熱水費	1,890,000	1,890,000	1,890,000	1,890,000	1,890,000	
電気使用料	1,550,000	1,550,000	1,550,000	1,550,000	1,550,000	
上下水道使用料	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	
ガス使用料	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	
など						
修繕料	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	
修繕料	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	
委託料	65,000	35,000	35,000	65,000	35,000	
警備						
清掃						
保守点検						
建築基準法第12条点検業務						
建築物等点検	30,000			30,000		
建築設備点検	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	
昇降機点検	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	
防火設備点検						
その他支出	75,530,000	75,530,000	75,530,000	75,530,000	75,530,000	
旅費交通費	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	
消耗品費	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	
減価償却費	800,000	800,000	800,000	800,000	800,000	
支払手数料	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	
原材料費	70,000,000	70,000,000	70,000,000	70,000,000	70,000,000	
通信費	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	
賃借料	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	
指定管理者総合賠償保険料	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	
諸会費	350,000	350,000	350,000	350,000	350,000	
新聞図書費	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	
管理諸費	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	委託料含む。
租税公課						
(3) 市への負担金	3,600,000	3,600,000	3,600,000	3,600,000	3,600,000	
計	119,285,000	119,275,000	119,295,000	119,345,000	119,335,000	
収支(a-b) ①	37,715,000	37,825,000	37,905,000	37,955,000	38,065,000	

《自主事業分》

【収入(c)】

(単位：円)

項目	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	備考欄
計	0	0	0	0	0	

【支出(d)】

(単位：円)

項目	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	備考欄
計	0	0	0	0	0	

収支 (c-d) ②	0	0	0	0	0	
------------	---	---	---	---	---	--

指定管理者収支計 (①+②)	37,715,000	37,825,000	37,905,000	37,955,000	38,065,000	
----------------	------------	------------	------------	------------	------------	--

参考資料 2

指定管理業務収支計画書

施設の名称：呉市国民健康保険安浦診療所

団体名：医療法人社団 あずま会

【収入(a)】

(単位：円)

項目	35年度	36年度	37年度	38年度	39年度	備考欄
(1) 指定管理料						
(2) 利用料金収入	157,450,000	157,500,000	157,600,000	157,650,000	157,700,000	
(3) その他収入						
光熱水費使用料						
預金利子						
計	157,450,000	157,500,000	157,600,000	157,650,000	157,700,000	

【支出(b)】

(単位：円)

項目	35年度	36年度	37年度	38年度	39年度	備考欄
(1) 人件費	38,085,000	38,090,000	38,100,000	38,110,000	38,120,000	
職員人件費	38,085,000	38,090,000	38,100,000	38,110,000	38,120,000	
フルタイム						
パート						
福利厚生費						
など						
(2) 管理費	77,755,000	77,785,000	77,755,000	77,755,000	77,785,000	
光熱水費	1,890,000	1,890,000	1,890,000	1,890,000	1,890,000	
電気使用料	1,550,000	1,550,000	1,550,000	1,550,000	1,550,000	
上下水道使用料	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	
ガス使用料	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	など
修繕料	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	
修繕料	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	
委託料	35,000	65,000	35,000	35,000	65,000	
警備						
清掃						
保守点検						
建築基準法第12条点検業務						
建築物等点検		30,000			30,000	
建築設備点検	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	
昇降機点検	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	
防火設備点検						
その他支出	75,530,000	75,530,000	75,530,000	75,530,000	75,530,000	
旅費交通費	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	
消耗品費	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	
減価償却費	800,000	800,000	800,000	800,000	800,000	
支払手数料	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	
原材料費	70,000,000	70,000,000	70,000,000	70,000,000	70,000,000	
通信費	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	
賃借料	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	
指定管理者総合賠償保険料	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	
諸会費	350,000	350,000	350,000	350,000	350,000	
新聞図書費	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	
管理諸費	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	委託料含む。
租税公課						
(3) 市への負担金	3,600,000	3,600,000	3,600,000	3,600,000	3,600,000	
計	119,440,000	119,475,000	119,455,000	119,465,000	119,505,000	
収支(a-b) ①	38,010,000	38,025,000	38,145,000	38,185,000	38,195,000	

《自主事業分》

【収入(c)】

(単位：円)

項目	35年度	36年度	37年度	38年度	39年度	備考欄
計	0	0	0	0	0	

【支出(d)】

(単位：円)

項目	35年度	36年度	37年度	38年度	39年度	備考欄
計	0	0	0	0	0	

収支 (c-d) ②	0	0	0	0	0	
------------	---	---	---	---	---	--

指定管理者収支計 (①+②)	38,010,000	38,025,000	38,145,000	38,185,000	38,195,000	
----------------	------------	------------	------------	------------	------------	--